

自動車リサイクル法に基づく 引取業・フロン類回収業 登録申請等の手引き

令和 7 年 4 月
福 島 市

目 次

I	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
II	申請書等の受付窓口について・・・・・・・・	3
III	登録新規又は更新申請の場合・・・・・・・・	4
IV	変更届出の場合・・・・・・・・・・・・・・・・	7
V	廃業等届出の場合・・・・・・・・・・・・・・・・	9
VI	登録申請書等の記載要領・・・・・・・・	10
VII	添付書類の記載要領等・・・・・・・・	12

I はじめに

この手引きは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に基づく引取業及びフロン類回収業の登録申請等について、事業者が当該申請等の事務を円滑に実施できることを目的に作成したものです。

1 使用済自動車

自動車のうち、その使用を終了したものをいい、その金銭的価値の有無にかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく「廃棄物」として扱われ、その処分・収集又は運搬、保管にあたっては、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理基準又は産業廃棄物処理基準に従う必要があります。

2 引取業

(1) 役割

自動車の最終所有者から使用済自動車を引き取り、その装備（カーエアコンの搭載、エアバッグ類の有無）を確認して、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡します。

(2) 必要な手続き

福島市内で引取業を行うには、申請書類を福島市に提出し、市長の登録を受ける必要があります。

※ 引取業者が自動車の最終所有者から使用済自動車を引取り、又は次の工程であるフロン類回収業者若しくは解体業者に使用済自動車を引き渡す行為については、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業の許可は不要です。

3 フロン類回収業

(1) 役割

引取業者から引き取った使用済自動車からフロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡すとともに、フロン類回収後の使用済自動車を解体業者に引き渡します。

(2) 必要な手続き

福島市内でフロン類回収業を行うには、申請書類を福島市に提出し、市長の登録を受ける必要があります。

※ フロン類回収業者が引取業者から使用済自動車を引取り、又は次の工程である解体業者に使用済自動車を引き渡す行為については、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業の許可は不要です。

II 申請書等の受付窓口について

次の手続きは、福島市が受付窓口になります。

- (1) 福島市内の事業所で引取業又はフロン類回収業を行おうとする事業者の新規登録申請
- (2) すでに福島市内で業の登録を受けている事業所の登録更新の申請
- (3) すでに福島市内で登録を受けている内容についての変更の届出等

なお、福島市以外の県内の市町村に所在する事業所に関する登録申請・変更届出等の手続きは、事業所の所在地により受付窓口が異なりますので、以下をご参照ください。

◎事業所が福島市内に所在する場合

受付窓口	所在地・連絡先
福島市 環境部 廃棄物対策課	〒960-8601 福島市五老内町 3-1 電話：024-529-5266

◎事業所が郡山市またはいわき市に所在する場合

受付窓口	所在地・連絡先
郡山市 生活環境部 5 R 推進課	〒963-8601 郡山市朝日 1-23-7 電話：024-924-2181
いわき市 生活環境部 廃棄物対策課	〒970-8686 いわき市平字梅本 21 電話：0246-22-7439

◎事業所が福島市、郡山市及びいわき市以外の県内に所在する場合

管轄地域	受付窓口	所在地・連絡先
県北地域 二本松市、伊達市、 本宮市、伊達郡、安達郡	県北地方振興局 県民環境部 環境課	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 電話：024-521-2722
県中地域 須賀川市、田村市、 岩瀬郡、石川郡、田村郡	県中地方振興局 県民環境部 環境課	〒963-8540 郡山市麓山 1-1-1 電話：024-935-1502
県南地方 白河市、西白河郡、東白川郡	県南地方振興局 県民環境部 環境課	〒961-0971 白河市字昭和町 269 電話：0248-23-1421
会津地方 会津若松市、喜多方市、 耶麻郡、河沼郡、大沼郡	会津地方振興局 県民環境部 環境課	〒965-8501 会津若松市追手町 7-5 電話：0242-29-3908
南会津地方 南会津郡	南会津地方振興局 県民環境部 県民環境課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1 電話：0241-62-2062
相双地方 相馬市、南相馬市、双葉郡、 相馬郡	相双地方振興局 県民環境部 環境課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30 電話：0244-26-1237

Ⅲ 新規登録又は更新申請の場合

1 申請書

申請する業種に応じ、次のいずれかの申請書を提出してください。

業種	様式
(1) 引取業（新規、更新）登録申請	法定様式第一
(2) フロン類回収業（新規、更新）登録申請	法定様式第三

2 添付書類

申請する業種に応じ、次の書類を添付してください。

添付書類		特記事項
(1) 申請書の 補足書類	ア 役員等の状況（様式第1－1号）	申請者が法人で、申請書に記載しきれない場合
	イ 事業所の名称及び所在地（様式第1－2号）	申請書に記載しきれない場合
(2) 申請者の住民票の写し		申請者が個人の場合
(3) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		申請者が法人の場合
(4) 法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書））		申請者が未成年の場合
(5) 誓約書 引取業：様式第2－1号 フロン類回収業：様式第2－2号		
(6) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制		引取業の場合
(7) フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することを証する書類		フロン類回収業の場合
(8) フロン類の回収の用に供する設備の種類又は能力を説明する書類		フロン類回収業の場合
(9) 委任状		行政書士等に申請を依頼する場合

3 提出部数

申請書は2部（うち1部は申請者控え）提出してください。

4 申請手数料

申請手数料は、以下の金額を廃棄物対策課窓口にて交付する納入通知書により、指定の金融機関にて納入してください。（納入通知書は申請書に不備がないことを担当職員が確認した後に交付します）

業 種	新規登録申請	登録更新申請
引 取 業	3,800 円	3,400 円
フロン類回収業	3,800 円	3,400 円

5 登録の基準

審査の結果、次の基準に適合していると認められる場合は、引取業者又はフロン類回収業者の登録をします。

(1) 引取業の場合

ア 次のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (イ) 法、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン類法」という。）若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (ウ) 法第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (エ) 引取業者で法人であるものが法第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (オ) 法第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (カ) 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が(ア)～(オ)のいずれかに該当するもの
- (キ) 法人でその役員のうちに(ア)～(オ)までのいずれかに該当する者があるもの

イ 次の基準に適合していること。

申請に係る事業所ごとに、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること又は使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。

(2) フロン類回収業の場合

ア 次のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (イ) 法、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (ウ) 第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (エ) フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

- (オ) 法第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (カ) フロン回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が(ア)～(オ)のいずれかに該当するもの
 - (キ) 法人でその役員のうちに(ア)～(オ)までのいずれかに該当する者があるもの
- イ 次の基準に適合していること。
- (ア) 使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
 - (イ) 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

6 留意事項

- (1) 申請書及び添付書類は、「**Ⅵ 登録申請書等の記載要領**」及び「**Ⅶ 添付書類の記載要領等（共通書類）**」に従い作成してください。
- (2) 原則として窓口での申請になりますので、事前に電話にて予約してください。予約せずに来庁された場合、長時間お待ちいただくこともあるほか、担当職員の不在等で申請書を十分に確認できない場合があります。
- (3) 申請時には、申請者本人であることを確認できる書類を持参してください。
 個人の場合：運転免許証、社員証、在留カード等
 法人の場合：名刺、社員証等
- (4) 申請を行政書士等に委任する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 申請書類・添付書類は本手引きの様式を使用することとし、A4版の大きさにしてください。
- (6) 所定の様式に書き込めない場合は、別紙を用いるか又は記載スペースを広げて作成してください。
- (7) 申請書は、別紙の「申請書類・添付書類チェックリスト」に掲げている順番で綴じてください。
- (8) 同時に2件以上の申請書を提出する場合は、いずれか1件の申請を除き、添付書類は複写（コピー）を使用しても差し支えありません。
- (9) 登録更新申請の場合、登録の有効期限のおおむね1～2ヶ月前から受け付けますので、余裕をもって申請してください。
- (10) 事務処理が終了しましたら、担当者が連絡いたしますので、窓口までお越しください。登録証（登録通知）を手交いたします。
- (11) 更新申請をした場合は、現行の登録証等（登録通知）を返戻していただきますので、登録証（登録通知）の手交の際にお持ちください。
- (12) 必要書類の不足・不備がある場合、申請書を受理できない場合があります。
- (13) 登録完了後は、自動車リサイクル促進センターが運営する自動車リサイクルシステム（電子マニフェスト制度を活用し移動報告等の機能を有するもの）への登録をお願いします。

【インターネットから登録申込み書類の取得方法】

アドレス：<http://www.jars.gr.jp/index.html>

【電話による問い合わせ先】

（公財）自動車リサイクル促進センター 電話：050-3786-7755

IV 変更届出の場合

登録申請書に記載した内容に変更があった場合は、「VI 登録申請書等の記載要領」に従い変更届出書（法定様式第二又は第四）に必要事項を記入の上、誓約書及び各変更内容に対応する添付書類を添付して、変更があった日から30日以内（役員の変更の場合は登記した日ではなく、変更のあった日から30日以内）に提出してください。

なお、変更等の内容によっては、新たに申請する必要がある場合（例えば、個人事業者から法人事業者に移行する等）もありますので、あらかじめ担当窓口にご相談ください。

1 変更届出書

届出する業種に応じ、次のいずれかの届出書を提出してください。

業種	様式
(1) 引取業者変更届出書	法定様式第二
(2) フロン類回収業者変更届出書	法定様式第四

2 添付書類

各変更内容に係る内容に応じ、次の書類を添付してください。

変更内容	対応する添付書類
(1) 氏名又は名称及び住所、法人にあっては代表者	(個人の場合) 住民票の写し (法人の場合) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
(2) 事業所の名称及び所在地	なし
(3) 法人の場合は、その役員の氏名	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
(4) 法定代理人がある場合は、その者の氏名及び住所	(法定代理人が個人の場合) 住民票の写し (法定代理人が法人の場合) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
(5) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかを確認する体制	引取業のみ 確認方法を記載した書類 又は 自動車整備士、業界団体等が行う講習の受講修了証等
(6) ア 回収するフロン類の種類 イ フロン類の回収の用に供する設備の種類又は能力又は数	フロン類回収業のみ ・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 ・フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することを証する書類又は使用権原を有することを示す書類及び借用先等の所有権を有することを示す書類 ※ フロン類回収設備の能力又は数の変更であって、回収するフロン類の種類の変更を伴わない場合は変更届出の提出は不要です。

その他の添付書類

業種	様式
(1) 誓約書	引取業：様式第2－1号 フロン類回収業：様式第2－2号
(2) 委任状	行政書士等に申請を依頼する場合

3 提出部数

届出書は2部（うち1部は届出者控え）提出してください。

4 留意事項

- (1) 変更届出書及び添付書類は、「**Ⅵ 登録申請書等の記載要領**」及び「**Ⅶ 添付書類の記載要領等（共通書類）**」に従い作成してください。
- (2) 原則として窓口での受付になりますので、事前に電話にて予約してください。予約せずに来庁された場合、長時間お待ちいただくこともあるほか、担当職員の不在等で届出書を十分に確認できない場合があります。
- (3) 申請時には、申請者本人であることを確認できる書類を持参してください。
個人の場合：運転免許証、社員証、在留カード等
法人の場合：名刺、社員証等
- (4) 届出を行政書士等に委任する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 届出書・添付書類は本手引きの様式を使用することとし、A4版の大きさにしてください。
- (6) 所定の様式に書き込めない場合は、別紙を用いるか又は記載スペースを広げて作成してください。
- (7) 別紙の「申請書類・添付書類チェックリスト」に掲げている順番で綴ってください。
- (8) 同時に2件以上の届出書を提出する場合は、いずれか1件の届出を除き、添付書類は複写（コピー）を使用しても差し支えありません。
- (9) 事務処理が終了しましたら、担当者が連絡いたしますので、窓口までお越しください。書換え後の登録証（登録通知）を手交いたします。
- (10) 登録証（登録通知）の手交の際、現行の登録証等（登録通知）を返戻していただきますので、お持ちください。
- (11) 変更届出書に不備がある場合、届出書を受理できない場合があります。
- (12) 変更届出提出後は、自動車リサイクル促進センターが運営する自動車リサイクルシステムへの登録変更手続きをお願いします。

【インターネットから登録申込み書類の取得方法】

アドレス：<http://www.jars.gr.jp/index.html>

【電話による問い合わせ先】

（公財）自動車リサイクル促進センター 電話：050-3786-7755

V 廃業等届出の場合

登録を受けた事業者が、次の内容に該当することとなった場合は、「VI 登録申請書等の記載要領」に従い廃業等届出書（様式第98号又は様式第99号）に必要事項を記入の上、各事由に定める方が、その日から30日以内に提出してください。

事由	届出提出者
(1) その登録に係る引取業（フロン類回収業）を廃止した場合	引取業者（フロン類回収業者）であった個人又は法人を代表する役員
(2) 個人事業者が、死亡した場合	その相続人
(3) 法人が合併により消滅した場合※	その法人を代表する役員であった者
(4) 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
(5) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人

1 廃業等届出書

届出する業種に応じ、次のいずれかの届出書を提出してください。

業種	様式
(1) 引取業廃業等届出書	様式第98号
(2) フロン類回収業廃業等届出書	様式第99号

※法人が合併により消滅した場合は「閉鎖事項全部証明書」を添付してください。

2 提出部数

届出書は2部（うち1部は申請者控え）提出してください。

3 留意事項

- (1) 廃業等届出書は、「VI 登録申請書等の記載要領」及び「VII 添付書類の記載要領等（共通書類）」に従い作成してください。
- (2) 原則として窓口での申請になりますので、事前に電話にて予約してください。予約せずに来庁された場合、長時間お待ちいただくこともあるほか、担当職員の不在等で届出書を十分に確認できない場合があります。
- (3) 申請時には、申請者本人であることを確認できる書類を持参してください。
個人の場合：運転免許証、社員証、在留カード等
法人の場合：名刺、社員証等
- (4) 届出を行政書士等に委任する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 届出書は本手引きの様式を使用することとし、A4版の大きさにしてください。
- (6) 現行の登録証等（登録通知）を返戻していただきますので、届出書提出の際にお持ちください。
- (7) 廃業等届出書に不備がある場合、届出書を受理できない場合があります。
- (8) 廃業等届出提出後は、自動車リサイクル促進センターが運営する自動車リサイクルシステムで廃業の手続きをお願いします。

【インターネットから廃業申込み書類の取得方法】

アドレス：<http://www.jars.gr.jp/index.html>

【電話による問い合わせ先】

（公財）自動車リサイクル促進センター 電話：050-3786-7755

VI 登録申請書等の記載要領

○引取業者（フロン類回収業者）（新規又は更新）登録申請書

記 入 要 領 及 び 注 意 事 項
(1) 登録申請に係る様式の表題は、新規の場合「登録の更新」を削除、又は見え消しを、更新の場合「登録」を削除又は見え消しをしてください。本文中の記載も同様にしてください。
(2) 「※登録番号」「※登録年月日」 <u>更新のみ</u> 登録証等（登録通知）に記載されている登録番号、登録年月日を記入してください。
(3) 申請年月日 申請年月日は、申請書に不備がないことを担当職員が確認した後に記入してください。
(4) 申請者の住所・氏名 ア 法人の場合、登記上の住所、法人名並びに代表者の役職名及び氏名、電話番号を記入してください。 イ 個人の場合、住民票上の住所並びに氏名、電話番号を記入してください。
(5) 役員の状況（申請者が法人である場合） 法人の場合には、法第43条第1項第3号に規定する役員（監査役を含み、若しくは業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいう。）の氏名、役職名を記入してください。 なお、全てを記入しきれない場合は、様式第1－1号を使用してください。
(6) 法定代理人 法第43条第1項第4号に規定する未成年であり、かつその法定代理人が個人の場合は、氏名、生年月日、本籍、住民票上の住所（丁目・番地・号は省略しない。）、電話番号を記入してください。法定代理人が法人の場合は、登記上の住所、電話番号、法人名、代表者及び役員の役職名及び氏名を記入してください。
(7) 事業所の名称及び所在地 引取業又はフロン類回収業に関する業務を行う全ての事業所を記入し、主たる事業所又は従たる事業所の別、事業所の名称、所在地を記入してください。 なお、全てを記入しきれない場合は、様式第1－2号を使用してください。
(8) フロン類が含まれているかどうかを確認できる体制 <u>引取業のみ</u> 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制として、次の①又は②について記入してください。 ① 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載してください。 ② 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示してください。 ※ 十分な知見を有する者→自動車整備士、業界団体等が行う講習の受講者等。
(9) 回収しようとするフロン類の種類 <u>フロン類回収業のみ</u> 回収しようとするフロン類の種類「CFC（クロロフルオロカーボン）」又は「HFC（ハイドロフルオロカーボン）」の欄に○印を記入してください。
(10) フロン類の回収の用に供する設備の種類、能力及び数 <u>フロン類回収業のみ</u> フロン類回収設備の能力（「200g/min未満」及び「200g/min以上」）及び種類毎の台数を記入してください。

○引取業者（フロン類回収業者）変更届出書

記 入 要 領 及 び 注 意 事 項
(1) 届出年月日 届出年月日は、届出書に不備がないことを担当職員が確認した後に記入してください。
(2) 届出者の住所・氏名 ア 法人の場合、登記上の住所、法人名並びに代表者の職及び氏名、電話番号を記入してください。 イ 個人の場合、住民票上の住所並びに氏名、電話番号を記入してください。
(3) 登録を受けた日付と番号 登録証等（登録通知）に記載されている「登録の年月日」及び11桁の「登録番号」を記載してください。
(4) 変更の内容 変更の内容を記入してください。
(5) 変更の理由 変更の理由を記入してください。 ※ なお、変更の内容や理由の全てを記入しきれない場合等は、任意の様式を使用してください。

○引取業（フロン類回収業）廃業等届出書

記 入 要 領 及 び 注 意 事 項
(1) 届出年月日 届出年月日は、届出書に不備がないことを担当職員が確認した後に記入してください。
(2) 届出者の住所・氏名 ア 法人の場合、登記上の住所、法人名並びに代表者の職及び氏名、電話番号を記入し、印鑑登録している印鑑を押印してください。 イ 個人の場合、住民票上の住所並びに氏名、電話番号を記入してください。
(3) 登録年月日及び登録番号 登録証等（登録通知）に記載されている「登録の年月日」及び11桁の「登録番号」を記載してください。
(4) 廃業等の年月日 廃業等の年月日を記入してください。
(5) 廃業等の内容 廃業等の内容を記入してください。福島市内に事業所が複数ある場合は、廃業等した事業所の名称及び所在地を記入してください。
(6) 廃業等の理由 該当する理由の欄に✓印を記入してください。

Ⅶ 添付書類の記載要領等

添付書類の種類	記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等
1 住民票の写し (住民票抄本)	(1) 申請者が個人である場合において添付してください。 (2) 申請日以前3ヶ月以内に発行され、 <u>本籍が記載されたもので、個人番号の記載のないもの</u> としてください。 ※ 外国人の方は、国籍が記載された住民票の写しを添付してください。
2 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	(1) 申請者が法人である場合において添付してください。 (2) 申請者である法人の登記事項証明書には、申請する業種に関する規定があることとします。 (3) 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものとしてください。
3 法定代理人の住民票の写し(住民票抄本) (法定代理人が法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書))	(1) 申請者が法第43条第1項第4号に規定する未成年者である場合において添付してください。 (2) 該当する者が個人の場合にはその者の住民票の写し(住民票抄本)、法人の場合にはその法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を添付してください。 (3) 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものとし、住民票の写し(住民票抄本)については <u>本籍が記載されたもので、個人番号の記載のないもの</u> としてください。
3 誓約書 (様式第2号)	引取業は様式第2-1号、フロン類回収業は様式第2-2号を使用し、申請者、申請者が法人でその役員、法定代理人及び株主(出資者)が、引取業の場合、法第45条第1項各号(フロン類回収業の場合、法第56条第1項各号)に規定する欠格要件に該当しない者であることを誓約してください。
4 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	引取業のみ 確認方法を記載した書類又は自動車整備士、業界団体等が行う講習の受講修了証等の写しを提出してください。
5 フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することを証する書類	フロン類回収業のみ (1) <u>設備の所有権を有する場合</u> フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することを証する書類又は使用権を有することを示す書類を提出してください。 例：購入契約書、納品書、領収書又は販売証明書等の写し (2) <u>設備の所有権を有しない場合</u> 借用契約書、共同使用規定書等のうちいずれかの写しを添付し、さらに、当該フロン類回収設備の所有権を有する者の購入契約書、納品書、領収書又は販売証明書等のいずれかの写しを添付してください。
6 フロン類の回収の用に供する設備の種類又は能力又は数	フロン類回収業のみ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類を添付してください。 例：設備の取扱説明書の仕様一覧表、カタログ等の写し
7 委任状	行政書士等に申請を依頼する場合、行政書士等は申請者から申請に係る委任を受けていることを示す委任状を提出してください。委任状の様式は任意となります。